

令和2年度サービス管理責任者等基礎研修 開 催 要 綱

1. 目 的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2. 主 催

石川県

3. 実施機関

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

4. 対象者

サービス管理責任者等として従事しようとする者で、下記のア、イを満たす者としてします。

ア 県内の指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として活動しようとする者

イ 原則として、受講時点（12月9日（水））までに必要な実務経験（※）を満たす見込みのある者（別添資料2-②及び2-③参照）

※ 過去に「サービス管理責任者研修」（平成18年度～平成25年度）、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」（平成26年度～平成30年度）を受講されている方は、本研修及び令和3年度より実施予定の「サービス管理責任者等実践研修」を受講する必要はありませんが、「サービス管理責任者等更新研修」（開催時期等未定）の受講が必要となります。開催時期等の詳細については、本会ホームページ新着情報一覧における「令和2年度福祉総合研修センター担当研修年間計画」（毎週月曜日更新）に順次掲載予定ですので、ご留意ください。

※ サービス管理責任者等として活動するためには、以下の2要件を満たしている必要があります（別添資料2-①イメージ図参照）。

◇実務要件

・ 別途定める実務経験年数を満たしていること（別添資料2-②及び2-③参照）。

◇研修要件

- ・ 「相談支援従事者初任者研修」の講義部分2日間の修了（過去に受講もしくは今後受講すれば可）。
- ・ サービス管理責任者等基礎研修の修了（以下、基礎研修という）。
- ・ サービス管理責任者等実践研修の修了（以下、実践研修という。令和3年度以降実施予定）。
- ・ サービス管理責任者等更新研修（5年毎に1回）の修了（上記要件を満たしサービス管理責任者等として活動している者は受講が必要となります。詳しくは、令和3年度以降実施予定の実践研修開催要綱にてお知らせ予定です。）

注1) 令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者で、基礎研修了時点においてサービス管理責任者等としての実務要件を満たしている者は、実践研修修了前であっても、3年間に限りサービス管理責任者等の要件を満たしているとみなされます。

注2) 上記の注1)に該当しない者は、実践研修修了まで次の取り扱いとなります。

- ・既にサービス管理責任者等を1名配置している場合において、2人目のサービス管理責任者等として配置できる。
- ・個別支援計画「原案」を作成することができる。

注3) サービス管理責任者等とサービス提供責任者は異なります。サービス提供責任者（居宅系のサービス）については、当研修の受講は特に必要ありません。

5. 定員

96名

※1 県内の事業所からの申込のみとさせていただきます。

※2 定員超過の場合には、県で受講者を選考させていただく場合があります。

※3 原則、下記に該当する者を優先的に受講決定させていただきます。

今年度もしくは次年度の早い時期に新規に事業を開始しようとする場合であって、基準省令上、サービス管理責任者等として新たに資格の取得が必要な者。

※該当する場合は、9.「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項(8)を参照のこと。

※4 各事業所において推薦順位が高い方を優先的に受講決定させていただきます。

6. 日程及び会場（状況によっては日程・実施方法等が変更となる場合があります。）

区分	日程等		会場及び実施方法
講義	令和2年12月9日（水）・10日（木）午前		オンラインによる実施（ライブ配信予定）
演習	A 日程	令和2年12月16日（水）	会場及び実施方法については現在調整中
	B 日程	令和2年12月17日（木）	

※講義部分はオンラインでの実施となります。詳細については、11月9日（月）頃、受講決定者あてに、研修申込時に入力されたメールアドレスへお知らせします。

※演習詳細は、11月9日（月）頃に研修申込時に入力されたメールアドレスへお知らせするとともに、本会ホームページトップ画面新着情報でもお知らせします。

※実践研修は、基礎研修終了後、個別支援計画原案の作成等の経験がある者を対象に令和3年度より実施する予定です。

7. 受講費用

3,000円

※受講費用3,000円は事前振込となります。振込先、振込確認書等については、11月9日（月）頃に本会ホームページトップ画面新着情報に掲載予定です。

8. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。
なお、ホームページから申込みできない場合は、本会あてにご連絡ください。

※申込期限 10月26日（月）

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ（URL：http://www.isk-shakyo.or.jp/）の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項（※印は必須項目）を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

9. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別、職種欄であてはまるものがない場合は、その他を選び備考欄に具体的に入力してください。
- (2) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一施設内で複数いる場合に入力してください。
- (3) 生年月日を修了証書に記載しますので、必ず入力してください。
※ご本人確認等で必要となります。詳しくは、12. 修了証書の交付等・注3参照のこと。
- (4) 「業務の従事年数」欄は、相談支援業務及び直接支援業務に従事した年数を、それぞれ入力してください。
- (5) 「資格の名称と資格に係る従事年数」欄は、別添資料2-②及び2-③のb、dに該当する資格をお持ちの場合、その名称と従事年数を入力してください。
- (6) 「相談支援研修修了年度」欄は、「相談支援従事者研修（初任者研修）」の受講年度を入力してください。なお、未受講の場合は必ずその旨を入力してください。
- (7) 「今後の勤務形態」欄は、今後の勤務形態として、サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者どちらか該当する方を一つ入力してください。
※詳しくは、12. 修了証書の交付等・注4参照のこと。
- (8) 「新規事業開始予定」欄は、今年度もしくは次年度の早い時期に新規に事業を開始する予定のある場合、事業所名と開業予定時期を入力してください。併せて、詳しい状況について備考欄に入力してください。
(例 ○○事業所、R3 4月より開業予定)

10. 課題の提出

研修受講が決定された方が、演習を受講するためには、課題を提出していただくことが前提となりますのでご注意ください。

詳しくは、12月9日（水）の講義にてお伝えするとともに、課題様式は研修日までに本会ホームページトップ画面新着情報に掲載予定です。

※課題未提出、また提出されても不備が多い場合は受講を取り消す場合もあります。

1 1. 受講者の決定

定員の範囲で受講者を承認し、結果は11月9日（月）頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

※受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。

※選考基準の参考とさせていただくため、1事業所から複数人お申し込みの場合、推薦順位の入力をお願いします。

1 2. 修了証書の交付等

研修を全課程（2日間）修了した者には、修了証書を交付します。

注1）自然災害や交通機関の遅れ等のやむをえない事情がある場合を除き、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

注2）受講態度が著しく不良である場合（居眠りや受講中の携帯電話の使用等）は、修了した者として認めない場合があります。

注3）修了証書には、ご入力いただいた生年月日・受講者氏名が記載されます。ご本人確認等が必要となりますので、必ずお間違えのないようご注意ください。

注4）修了証書の研修名は、それぞれに係る法律が異なるため、「サービス管理責任者基礎研修」及び「児童発達支援管理責任者基礎研修」の2種類に分かれます。修了証書の研修名表記がどちらであっても、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者、両方の研修要件における基礎研修を修了したものとみなします。したがって、今後両方の勤務形態がありうる方についても、9.（7）では、どちらか一方をご入力ください。

1 3. 個人情報の取り扱い

受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供することはありません。

1 4. 申込・問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 谷内、宮腰

〒920-0964 金沢市本多町3-2-15 TEL076(221)1833 FAX076(221)1834

※資格要件・選考結果等についてのお問い合わせは、石川県障害保健福祉課までお願いします。

TEL 076（225）1428

※申込担当者におかれましては、要綱一式を必ず受講予定者ご本人に渡し、諸事項等を伝達願います。

令和2年度 サービス管理責任者等基礎研修プログラム

◇講義 オンライン研修

※詳細については11月9日(月)頃、本会ホームページトップ画面新着情報にてお知らせする予定です。

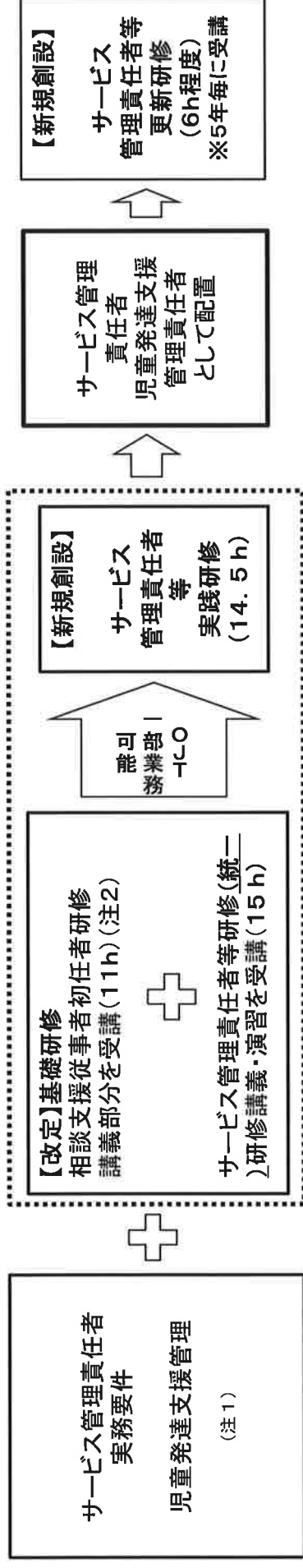
開催日	時 間	内 容
12月9日(水)	9:00～9:25	受付
	9:25～9:30	事務オリエンテーション
	9:30～10:00	行政説明
	10:00～11:00	サービス提供の基本的な考え方
	11:10～12:10	サービス提供のプロセス①
	12:10～13:10	昼食
	13:10～13:40	サービス提供のプロセス②
	13:45～15:15	サービス等利用計画と個別支援計画の関係
12月10日(木)	8:20～8:45	受付
	8:45～8:50	事務オリエンテーション
	8:50～10:20	サービス提供における利用者主体のアセスメント(3分野)
	10:25～11:25	サービス提供における利用者主体のアセスメント(2分野)
	11:30～12:30	個別支援計画作成のポイントと作成手順

◇演習

※詳細については11月9日(月)頃、本会ホームページトップ画面新着情報にてお知らせする予定です。

A日程:12月16日 (水) B日程:12月17日 (木)	8:30～8:55	受付
	8:55～9:00	オリエンテーション
	9:00～12:00	個別支援計画の作成(演習)
	12:00～13:00	昼食
	13:00～14:30	個別支援計画の作成(演習)
	14:40～17:40	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習)

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件



(注1) 実務経験については、「別添資料2」を参照。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間)をいう。

(注) 実践研修及び更新研修に係る一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

サービス管理責任者の要件となる実務経験について(H31. 4. 1～)

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務 相談支援業務(※1)	i 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上
	ii 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者	
	iii 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
	iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
	v 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	
	vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、d)に掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
直接支援業務(※2)	次の i ～ v に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)(が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上
	i 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設の従事者、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床にかかるもの	
	ii 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従事者	
	iii 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	
	iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従業者	
	v 特別支援学校の従業者	
d	c 社会福祉主事任用資格者等でない者が、bの i ～ v の直接支援の業務に従事した期間	a～c通算3年以上 かつd通算3年以上
	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	

注) ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

※1) 相談支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

※2) 直接支援の業務とは、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護又は日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務をいう。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について(H31.4.1～)

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	相談支援業務	i 地域生活支援事業における相談支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者	通算5年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		ii 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者	
		iii 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者	
		iv 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
		vi 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、dに掲げる資格を有する者並びに i から v までに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上のものに限る。)	
直接支援業務	b	次の i ～ iv に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者のいずれかに該当する者(社会福祉主事任用資格者等という。)が、直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
		i 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床の従業者	
		ii 障害児通所支援事業、児童自立生活支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者	
		iii 病院若しくは診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者	
		iv 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所の従事者	
		v 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)その他これらに準ずる機関の従業者	
障害者（児）の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	c	社会福祉主事任用資格者でない者が、bの i ～ iv の直接支援の業務に従事した期間	通算8年以上 (かつ下線部に従事した期間を除外して3年以上)
	d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、看護講師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	a～c通算3年以上 かつd通算5年以上

注1)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。